

身体障害者向け(車椅子対応)住宅(天応大浜アパート)について

身体障害者向け住宅の入居資格

- (1) 「◎ 入居申込資格 (1) 一般世帯の申込資格」(6 ページ) の①③④⑤⑥全ての条件を満たしていること。
- (2) 申込者又は同居しようとする親族に、次の①から③までのいずれかに該当し、かつ、常時車椅子を使用する方がいること。
 - ① 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級又は2級の方
 - ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1級の方
 - ③ 療育手帳の交付を受け、障害の程度がⒶ(最重度)又はA(重度)の方

※ 申込みされた方は、順番が到来した際に“常時車椅子を使用しないと生活できない”旨の医師の診断書を速やかに提出していただくことになります。なお、医師の診断書を提出されない場合は、入居できません。

シルバーハウジング(坪ノ内アパート)について

1 シルバーハウジングとは…

入居者の自立生活を支援するため、生活援助員による生活指導・相談、安否の確認等の日常生活援助サービスの提供を行う住宅です。

(このサービスは、訪問介護・訪問看護などの介護保険サービスとは異なるものです。)

2 申込条件

シルバーハウジングの申込資格は、市営住宅の申込資格(6 ページ)に加えて、以下のいずれかの条件に該当し、かつ、生活援助員の援助を必要とする方です。

- (1) 60歳以上の単身者
- (2) 60歳以上の方で構成されている世帯(民法上親族関係があり、同居する理由が認められること。)
- (3) 高齢者夫婦世帯(夫婦のいずれか一方が、60歳以上である世帯)

3 聞き取り調査について

シルバーハウジングに当選された方は、生活援助員の援助の要否を判断するため、当選後に高齢者支援課による聞き取り調査を受けていただく必要があります。

(調査の結果、入居できない場合もあります。)

4 負担金について

シルバーハウジングについては、入居後、家賃とは別に負担金(前年所得税額に応じ、毎月0円～4,900円)が必要となります。